

東彼杵町告示第40号

東彼杵町安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年4月1日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の一部を改正する告示

東彼杵町安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（平成19年要綱第139号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 耐震改修計画 旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、次に定める耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修計画</p> <p>ア 住宅の構造耐力上主要な部分</p> <p>(ア) 耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が1.0以上のもの</p> <p>(イ) 地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの</p> <p>イ 敷地、非構造部材</p> <p>(ア) 屋根葺き材や屋根等に設置された設備が、地震の震動や衝撃で落下しないもの</p> <p>(イ) <u>ブロック塀等</u>が地震の震動や衝撃で倒壊することによって、人に危害を与えないもの</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 耐震改修計画 旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、次に定める耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修計画</p> <p>ア 住宅の構造耐力上主要な部分</p> <p>(ア) 耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が1.0以上のもの</p> <p>(イ) 地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの</p> <p>イ 敷地、非構造部材</p> <p>(ア) 屋根葺き材や屋根等に設置された設備が、地震の震動や衝撃で落下しないもの</p> <p>(イ) <u>ブロック塀や門柱等</u>が地震の震動や衝撃で倒壊することによって、人に危害を与えないもの</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。